
特 集

沖縄青少年相談相手制度と 勉学支援事業

昭和48年(1973)、当協会は「沖縄青少年相談相手」制度を創設しました。この制度は、本土の沖縄出身青少年が抱える様々な悩みに耳を傾け、問題の解決に励ましと援助の手をさしのべることを目的として設置されました。設置後、36年が経過した現在、通信手段の発達など青少年を取り巻く社会情勢が大きく変化し、また公的機関の相談窓口も増えたことから、当協会では相談相手制度は所期の目的を達したと考え、平成22年3月末をもって終了することにしました。また昭和49年から開始した勉学支援事業は、これまでに585人に支援金を贈ってきましたが、平成20年12月1日から施行された新しい公益法人法により、当協会も公益財団法人への移行を目指すことになり、それに伴い従来の勉学支援の実施方法を一部見直し、新しい方法で事業を継続することになりました。

沖縄青少年相談相手制度の設置

戦後、日本経済の発展とともに、米国施政下にあった沖縄からも就職や進学などで本土を訪れる青少年が年ごとに増えていた。昭和47年、本土復帰実現で渡航が自由になると、更に増加の一途を辿った。その一方で、本土での生活環境の変化に馴染めない、労働条件への不満など、悩みや不安を抱えて問題を起こすケースも増加した。

(財)沖縄協会では、これらの状況を打開するため、国の委託調査「沖縄出身本土就職青少年に関する意識調査」を実施する一方、本土に在住する沖縄出身者や沖縄に深い理解や関心を持つ人びとに参加協力を呼びかけ、これら青少年たちのよき相談相手の役割を果たす「沖縄青少年相談相手」制度を創設、昭和48年7月11日、当協会会議室において発会式と第1回連絡会議を開催した。相談相手を引き受けたのは、沖縄からの進学・就職者が多数

いた関東地区から45人、中京地区から22人、関西地区から27人、九州地区から9人、計103人である。

この相談相手制度の一環として、同年8月24日に設置されたのが、相談相手をとおして本土で働きながら学ぶ沖縄青少年に対し勉学支援金を贈り励まそうという「働きながら学ぶ沖縄青少年支援基金」である。この趣旨に賛同した人びとから寄せられた浄財をもとにつくられた同基金の果実をもとに実施されている勉学支援事業は相談相手制度の中核事業として今日に至っている。

沖縄青少年相談相手制度のあゆみ

相談相手制度が浸透するに従い、相談や問い合わせが各地の相談相手や当協会に数多く寄せられた。その内容は結婚、就職や転職、進学の問題など、はては沖縄へ帰郷するための旅費借用申し込み、犯罪青少年の身元引き受

け依頼、行方不明者の捜索依頼もあったという。

(1) 沖縄青少年相談相手連絡会議の開催

当協会では、相談相手制度の円滑な運営を図るため、相談相手連絡会議を延べ74回にわたり相談相手の在在する地域において開催した。連絡会議は、開催地にある沖縄県東京・名古屋・大阪・福岡事務所や沖縄県人会から会場の提供を受けるなど全面的な協力を得て、東京(当協会)、川崎市、横浜市鶴見区、名古屋市、大阪市、兵庫県尼崎市、福岡市、鹿児島市にて開催された。

この連絡会議ではどのようなことが協議されたのか、参考までに昭和60年8月に当協会で開催された関東地区連絡会議の記録を紹介する。

同会議では①相談相手の活動状況、②青少年に対する勉学支援、③同基金の拡充、④沖縄青少年グループの活動状況と助成について一をテーマに報告と協議が行われた。

更に、沖縄県東京事務所担当者が「沖縄県の失業率は5.2%で全国平均の2倍である。特に30歳未満の若年労働者の比率が全体の53.9%とかなり高い。高校卒業者の5,000～6,000人が県外に就職し、このうち毎年Uターン者が3,000人いる。青少年の職場への定着を図り、就職問題解決へ相談相手のみなさんの協力を仰ぎたい」と雇用問題について説明。相談相手から本土就職沖縄青少年の定着指導の強化、職場定着につながる勉学支援の充実等について活発な意見が出された。

連絡会議は平成5年12月8日、当協会で開催した関東地区沖縄青少年相談相手連絡会議を最後に、現在まで休止している。

(2) 沖縄青少年相談相手地区連絡会代表者会議等の開催

前記連絡会議が年1回程度しか開催されないことから、地域内の相談相手が自主的に相互連携を図り情報の輪を広げて青少年の相談に応じようと、昭和63年5月28日、大阪、奈良、和歌山の相談相手を中心に大阪地区沖縄青少年相談相手連絡協議会(地区連絡会)の結成会が開かれた。これをきっかけに東京(東京、埼玉、千葉、静岡)、川崎、鶴見、中京(愛知、岐阜、三重)、兵庫一以上の5地区でも地区連絡会が相次いで発足した。

こうした状況を受けて、平成2年9月27日、当協会において6地区から代表者が集まり初の代表者会議を開



沖縄青少年相談相手第1回連絡会議の様子(昭和48年7月)。
中央は大浜信泉沖縄協会初代会長

催、活発な討議と情報交換を行った。会議では、①地区連絡会相互並びに当協会との情報交換の強化、②青少年グループ活動の奨励と地域社会との交流の場造りに積極的に協力、③勉学支援制度の趣旨を積極的にPR、④地区連絡会の活性化に各地区青年会のリーダーの起用を一などが強調された。

同年12月15日には、首都圏在住の沖縄青年リーダーと相談相手による懇談会を当協会にて開催。また、翌年8月31日には、中京地区相談相手・勉学青少年交流会が同地区相談相手地区連絡会と当協会の共同主催により名古屋市内で開催された。同交流会には勉学支援を受けている勤労青少年をはじめ、相談相手、沖縄青少年の働いている企業や沖縄県名古屋支所(当時)の関係者及び当協会職員など約40人が参加、懇親を深めた。

平成4年、5年は休止した代表者会議は、平成6年に再開され、13年まで毎年5月又は6月に開催されたが、新たに支援を行う勉学支援生について各地区が予定している推薦数を持ち寄り相互調整を行うにとどまった。そして当協会の財政が逼迫するに伴い、相談相手連絡会議と同様、開催休止のやむなきに至った。

沖縄青少年グループ活動に対する協力助成

働きながら学ぶ沖縄青少年に対する勉学支援事業とともに相談相手制度の事業として今日に至っているのが、本土における沖縄青少年グループ活動に対する協力助成

である。

沖繩の本土復帰当時から昭和50年代にかけて、関東、中京、関西の大都市圏では、故郷を遠く離れた沖繩青少年が助け合うことのできる憩いの場をつくろうと自らの手で様々なグループを結成、活発な活動を展開していた。

当協会では、本土で生活する沖繩青少年どうしがお互いの不安や悩みを話し合える交流の場としてグループ活動を青少年の健全育成に資するものと評価。広く一般に紹介するため、当協会機関紙「月刊 沖繩」(当時)で本土各地の青少年グループ活動の様子を掲載し活動を支援するとともに、これらのグループに相談相手をとおして、または直接助成金を贈ってきた。昭和48年度から平成21年3月31日までの助成件数は332件、助成額は680万余円となっている。

また当協会でも、昭和52年7月、青少年交流の拠点となる「沖繩ヤングクラブ」の設置を決定。当協会内に「沖繩ヤング丸ビルクラブ」をおいた。ついで、賛同を得た相談相手の屋嘉比柴盛氏宅(名古屋市)、宮城敏雄氏宅(鈴鹿市)、山城賢孝氏宅(尼崎市)にも設置した。更に沖繩県でも、就職者の定着指導の一環として金城芳子氏宅(東京都新宿区)＝昭和54年6月設置＝をはじめ本土各地に「沖繩ふるさとの家」を設置した。

こうした青少年グループ活動をとおして愛を育んだ多くのカップルが誕生し、当協会では相談相手をとおして結婚案内のあったカップルに祝電と記念品(美術工芸画)を贈った。

本土復帰から35年以上が経過した今日、すでに「沖繩ヤングクラブ」や「沖繩ふるさとの家」は閉じられ、一方で、参加する若者のうち県外出身者が多数を占める青少年グループも珍しくない。かつては沖繩出身青少年が自分たちを取り巻く問題に取り組み、助け合い励ましあう場であった沖繩青少年グループが沖繩と本土の青少年が交流する場へと変貌しつつあるといえよう。

沖繩青少年勉学支援事業について

勉学支援事業により勉学支援を受けた勤労勉学沖繩青少年は、発足以来昨年度末までに585人。このうち、468人が学業と仕事を両立させる労苦を克服して様々な就学課程を卒業、取得した資格や技術を活かして希望する道

へと進んでいる。

当協会への卒業報告には「支援金のお陰で参考書を買うことができた。支援制度は勤労学生にとって大変心強い存在で精神的にも金銭的にも支えになる。後輩のためにこの制度をぜひ続けてほしい」との声が多く寄せられている。

勉学支援事業の実施概要は次のとおりである。

[1] 勉学支援対象・支援申請手続・支援金額と期間

(1) 勉学支援対象(勉学支援生)

本土で働きながら学ぶ沖繩出身者(満15歳から満25歳まで)で勤労収入により生計を維持し、原則として親元から送金又は他からの支援を受けていない者。かつ、定時制高校、各種学校及び専修学校、通信教育を行う教育施設などに在学しており、成業の見込みありと認められる者であることが主たる条件となっている。

(2) 支援申請手続

勉学支援を希望する青少年は相談相手から推薦を受けた上で所定の勉学支援申請書に在学及び在職証明書を添付して当協会に提出する。これを受け、当協会では勉学支援審査委員会に諮り、支援の諾否を決定する。

(3) 支援金額と期間

支援金の額は平成元年度から一律年額60,000円(月額5,000円)。支援開始年度の4月より在学校の卒業時まで、4カ月分(20,000円)ごとに担当の相談相手をとおしておく。返済の必要はない。

[2] 勉学支援実績

【支援開始:昭和49年10月～平成21年3月31日 35年間】

(1) 勉学支援生数 585人(男子99人 女子486人)

※ 各年度の新規及び継続(進級)あわせて延べ1,042人に支援金をおくる。

(2) 勉学支援生卒業生数 468人(男子69人 女子399人)

◇ 就学課程 上位6位

①准看護課程	169人
②保母、幼稚園・小学校教員	125人
③高等看護課程	57人
④定時制高校	29人
⑤全日制高校	9人
⑥ビジネススクール	8人



勉学支援審査委員会の様子（昭和57年4月）

(3) 勉学支援金支給総額	56,565,000円
(4) 勉学支援基金協力状況	
記名基金(63基金)	64,305,000円 (協力件数 延べ225件)
ちばりよ一基金(無記名)	1,091,000円 (協力件数 延べ100件)

勉学支援事業35年のあゆみをみると、いくつかの変化がみられるので書きとめてみた。

支援開始当初、沖縄県内の中学校を卒業し、本土企業に就職し定時制高校に進学した勉学支援生が大半であった。まだまだ、集団就職のなごりが色濃く残っていたとみられる。それも、昭和50年代に入ると、県内高校を卒業し様々な分野の学校へ進学する進学就職者へと変化していった。

勉学支援生の卒業後の進路についても、当初は卒業後すぐに沖縄へ帰るケースが大半であったが、最近では、卒業時の職場にとどまるか本土で転職するケースが増えている。また、准看護課程から高等看護課程へとといった上級課程への進学を希望するケースもみられるようになった。

当協会では、平成2年度以降7年度まで、各年度50～60人を目標に勉学支援を実施した。平成2年当時は金利が高かったこともあり、勉学支援基金の果実のみで勉学支援生52人を支援することができた。しかし、平成4年頃から金利が下がりはじめ、今日もなお0%に限りなく近い金利のまま据え置かれている。

当協会では、勉学支援事業の重要性に鑑み、各年度ご

と勉学支援基金の金利状況と当協会の財政状況をみながら、勉学支援生の枠を最大限確保してきた。6年度以降13年度まで勉学支援金の資金として各年度100万円以上を自主財源の中から充当してきた。年間の支援枠を10人に減らした14年度以降も支援金額の多くを自主財源から充当している。

結びにあたり

前に述べた平成2年の第1回相談相手代表者会議の冒頭、当協会から次のような提起をしている。「最近の青少年の就職状況は過去の集団就職の時代から個人の就職へとその形態は変わってきた。多様化時代の青少年の健全育成、今後の在り方について討議してほしい」と。相談相手制度が設置から36年が経過した今、まさにこの問題提起が予言としての的中したかのごとく、当協会では今後の在り方について根本的な検討をせまられた。

年号も昭和から平成に変わり20年以上経過した今日、就労形態の多様化をはじめ、インターネットや携帯電話の普及による通信手段の発達により肉親や友人との連絡や会話が容易になったこと、航空便の増加や格安航空券の普及などにより沖縄への帰省が頻繁にできるようになったことなど、本土で生活する沖縄青少年を取り巻く社会情勢は相談相手制度設置の当時と比べて大きな変化を遂げている。

また、かつてあった沖縄を特別視する見方も、沖縄と本土の人びと双方からほとんど消え去っている。沖縄の文化芸能や食材が本土の人びとに広く浸透しているのも周知のとおりである。その好例が本土の沖縄青少年グループで、前述のとおりエイサーや三線など沖縄芸能を中心に活動を展開しているグループには、これを愛好する本土出身の青少年が会員の半数以上を占めることが珍しいことでなくなり、沖縄と本土出身のカップルも多数生まれているときく。

加えて、当協会の逼迫した財政状況から、相談相手連絡会議や同地区連絡会代表者会議も長期間にわたり休止し相談相手との連携も不十分な状態となっている。さらには、仕事や日常生活の悩みや相談について沖縄青少年から当協会へ寄せられたことも、この20年ほど皆無である。

以上のことから、沖縄青少年相談相手制度は所期の目



相談相手による職場訪問(昭和50年10月, 京都)

的を果たしたものと当協会では判断し、平成21年度末をもって終了することに至った。しかしながら、今後とも本土で勉学や仕事に励む青少年を温かく見守り、場合によっては相談相手制度をとおして築き上げた本土各地の沖縄県事務所や県人会・郷友会・同窓会及び有志のネットワークを活用し、支援協力を行うこととしている。また、沖縄青少年グループ活動に対する協力助成も継続することとしている。

勉学支援事業については、基金造成に協力いただいた人びとの思いと願いがこめられた沖縄県出身青少年への支援と健全育成に寄与する貴重な事業であり、当協会の中核事業の一つとして継続の上いっそうの充実を図っていくことが決定している。

なお、公益法人制度改革関連法の成立により、当協会も公益財団法人に移行するため、本事業が公益目的事業に認定されるよう平成22年度から募集方法など現行の一部を改めることにしている。

〔受給資格〕

募集人員, 支援金額 → 従来通り

〔募集方法〕

相談相手から推薦 → 一般応募による自薦

〔支援方法〕

相談相手からの手渡し → 勉学支援生に直接送金

〔卒業と進級の確認〕

相談相手を通して確認 → 勉学支援生に直接確認

※ 今年度の勉学支援生の中で、来年4月進級する者は卒業するまで支援を継続する。

「沖縄青少年相談相手」の設置について

(昭和48年5月4日)

沖縄青少年の本土往来は年々増加し、ある者は本土企業に就職し、ある者は適格な目標もたてずに漫然と職を求めて本土に渡り、又ある者は勉学を志して本土に渡る等その数は、今後更に増加するものと思われます。

しかしながら、これらの青少年の中には、労働条件の行き違い、気候風土や生活環境の急変、複雑な人間関係等幾多の困難な条件の下にあつて適当な相談相手もなく、孤独に悩む者がたくさんいると思われます。そのため、遂には職場での適応性を失い、落ち着いて職業人としての腕をみがく自覚を欠き、安易に離職又は転職する者、或いは労働・勉学意欲を失い、初志を貫くことのできない恐れのある者等青少年としての健全な育成上誠に憂慮すべき事態も決して少なくないのであります。

親許を遠く離れ、相談相手も少ない青少年にとっては、気軽に相談に応じ、これら青少年の抱いているいろいろの悩みに耳を傾け、問題の解決に力強い励ましと援助の手をさしのべることが極めて必要であります。

財団法人沖縄協会においては、このような問題の解決を促進するため、「沖縄青少年相談相手」制度を設け、沖縄青少年の健全な育成と福祉の向上に寄与しようとするものであります。



沖縄からの集団就職(昭和39年3月, 東京・晴海ふ頭)